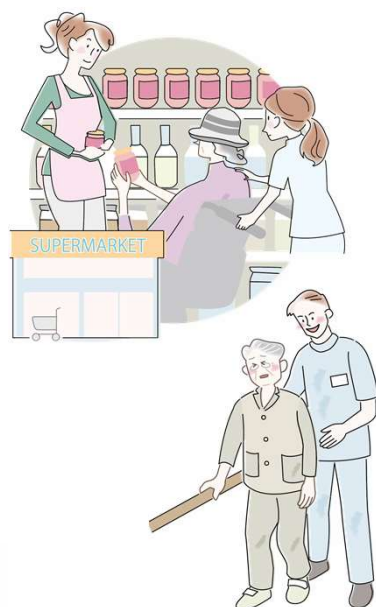


介護医療院とは、
「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、
「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。長期にわたり療養が
必要な要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の
支援」を一体的に提供します。

介護医療院の理念

「介護医療院」は「住まいと生活を医療が支える新たなモデル」として創設された施設であり、「利用者の尊厳の保持」と「自立支援」を理念に掲げ、「地域に貢献し地域に開かれた交流施設」として役割を担うことが期待されています。また、「看取り・ターミナル」を支えることも重要な役割となっています。



病院とは 違うのでしょうか？

介護医療院は病院ではなく、長期療養を受けながら生活する施設ですが、医師や看護師の配置が義務付けられており、医療を提供することができます。病院・診療所から移行して開設した施設の場合、引き続き移行前の「〇〇病院」、「〇〇診療所」等の名称を使用する場合があります。



どのような 設備がありますか？

療養室の定員は4人以下でパーテーションを設置する等、入所者のプライバシー空間に配慮し、長期療養にふさわしい施設となっています。また、食堂、レクリエーション・ルーム、機能訓練室などが設けられています。



利用料金はどのように なっていますか？

入所者の方の要介護度と施設のサービス内容により介護報酬上の単位が定められています。また、居住費・食費については施設との契約額となります。（低所得の方は負担軽減の対象となります。）

どのようなサービスが 受けられるのですか？

日常生活に必要な医療処置や看護、介護、リハビリテーション等を提供し、入所者の方の能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援します。

どのような人が 利用できるのでしょうか？

要介護1～5の方であって、病院に入院するほどではないものの、例えば、喀痰吸引や経管栄養等の日常的・継続的な医学管理等の理由により、在宅や他の介護保険施設等で支えることが難しい方などが想定されます。

